

届出制手数料届出書

届出制手数料変更届出書

①平成31年4月 日

厚生労働大臣 殿

一般社団法人 シニア・環境技術支援協会

(ふりがな)

あら い ただ や

②届出者 氏 名 代表理事 新井 唯也 印

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	いっばんしゃだんほうじん しにあ・かんきょうぎじゅつしえんきょうかい 一般社団法人 シニア・環境技術支援協会
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒105-0004 電話 03(6268)8965 とうきょうとみなとくしんばし5-35-6 東京都港区新橋五丁目35番6号
⑥適用開始・変更予定日	年 月 日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表による
⑧備 考	本社に適用する。 担当者 事務局次長 植村高志 電話 03(6268)8965

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>10,000円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>40%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>40%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な 相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>40%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓や そのための調査・探索	着手金 <u>100,000円</u> 活動1日当たり <u>30,000円</u> 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の <u>40%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な 相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の <u>40%</u> 手数料負担者は 関係雇用主 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

事業所の名称及び所在地 一般社団法人 シニア・環境技術支援協会
東京都港区新橋5-35-6 第二水野ビル5階